

INTERCOUNTRY

インターカントリー

ISSJの国際養子縁組 —現在の日本における問題点と今後の課題—

ISSJソーシャルワーカー 大場亜衣

日本国際社会事業団（ISSJ）は、1952年から日本で生まれた子どもたちの養子縁組に携わっています。ISSJが支援する養子縁組は、養子となる者と養親となる者の国籍が2カ国以上にわたる国際養子縁組です。発足当時は、駐留軍兵士と日本人女性との間に生まれた混血の子どもたちを、日本在住の外国人家族、または米国在住の家族に委託し、養子縁組を援助していました。1960年6月の厚生省児童局長通知「国際養子縁組の促進について」は、国際間の養子縁組を進める際には、ISSJを活用することを薦めています。発足から50年以上を経て、社会の状況が大きく様変わりをした現在、ISSJが援助する養子縁組の姿は大きく変わっています。近年、ISSJが支援する養子縁組の対象は、児童相談所から養親探しを依頼された子どもたちがほとんどです。ISSJと協働する児童相談所は、里親委託を検討したものの、委託先が見つからず、18歳になるまで児童養護施設での生活を余儀なくされる子どもたちに対し、家族を提供する方法として、国際養子縁組を位置づけています。厚生省児童家庭局企画課編『児童相談所運営指針』（2009年3月）の「国際養子縁組」に関する規定では、ISSJと十分連携を図ることが適当である、記されています。2005年～2009年にISSJが児童相談所に養親候補者の選定を依頼され、実際に養子縁組された子どもたちの年齢は1歳から9歳（委託当時）に及びます。

「ハーグ国際養子縁組条約」（注）は、この条約によって課された義務を履行するための中央当局を指定する（第6条）としており、養子縁組がその子どもの最善の利益に合致するかどうかを見極めることを子どもの出身国の中央当局に課しています（第16条）。日本には中央当局が設置されていませんが、ISSJは同条約の理念に基づき、子どもたちの委託を検討する際には、細心の注意を払い、養子縁組がその子どもの福祉に合致するかどうかを判断します。具体的には、実親、児童相談所、乳児院や児童養護施設の関係者から、子どもの様子、成育歴、家族構成、本人及び家族の健康状態、施設での生活様式、養子縁組を必要とする理由などを詳しく聴取



し、子どもにも面会します。ISSJは、こうした児童調査の結果を踏まえて、子どもが養子となることの適格性を見極めていきます。

子どもの委託を決定する際には、受け入れる側の養親の適格性を十分に見極めることが重要です。同条約は、養子を受け入れる国の職務として、養親となる者がその資格を有し、かつこれに適すると判断することを中央当局に求めています(第15条)。ISSJは、同条約の趣旨に則り、日本在住の養親となる者の家庭調査を行う際には、家族構成、経歴、経済的基盤、健康状態、犯罪歴の有無、結婚生活の様子、子育てに関する価値観、養子縁組の動機(なぜ、日本からの養子を迎えたいのか)を詳しく聴取し、家庭調査報告書にまとめます。この報告書を基に、養親となる者が受け入れ可能な子どものタイプを慎重に判断します。養親となる者が日本国外に在住している場合は、その国の政府から認可を受けた機関・団体に家庭調査を委ね、家庭調査報告書の提出を求めます。こうしてできあがった家庭調査報告書を基に、子どもにとって最善の養子縁組先を選定します。委託先が決まった子どもに対しては、児童相談所や養護施設の職員の協力を得ながら、委託に向けた心理的、物理的な準備を進めていきます。

また、同条約は、養子縁組に関する情報の保管・管理と情報へのアクセスの確保の重要性を謳っています(第30条)。ISSJは、過去50年以上にわたって成立した養子縁組の記録(これには、養子となった者の児童調査や養親となった者の家庭調査の内容を含みます)を全て保管しています。養子となった子どもから、自身のルーツ探しの相談を受けると、実親に関する情報の開示、実親探し、養子となった者と実親が合意した際には、再会(手紙や電子メールでの交信を含む)の援助を行います。養子となった者の出自を知る権利までを保障する養子縁組のあり方を考えると、個人や無届け事業者による養子の斡旋の限界が明らかになります。個人や無届け事業者に対し、子どもが養子となることの適格性や養親の適格性を見極めること、養子が必要に応じて出自の情報にアクセスできるよう、将来にわたってその記録を保管・管理することを期待するのは困難です。養子縁組の斡旋が、実親、養子、養親、それぞれの幸せを願う善意に基づいていたとしても、養子となる者の生涯にわたる福祉を省みない限り、真に子どもの権利や健全な育成環境の保護を定めた「ハーグ国際養子縁組条約」の理念からは、かけ離れてしまいます。

同条約は、自国の子どもに対して、国内での養子縁組を優先するよう求めています。しかしながら、日本の斡旋業者が米国の養親に斡旋する子どもの大半は、生まれて間もない乳幼児です。国内での養子縁組の整備を進め、幼い子どもたちが、養子として海外へ渡る前に、国内で養子縁組される機会を保障することも重要です。国内で養親に巡り会えなかった子どもたちが、外国で安定した恒久的な家族を与えられるよう、国際的なルールの下で、養子縁組が進められるよう、同条約の趣旨に則ったシステム(中央当局の設置を含む)を作り、法整備を進めることが急務です。



(注)「ハーグ国際養子縁組条約」は、締約国間での養子縁組について、国際的に認められた規則と手続きの確立を求めています。同条約は、1995年に発効し、締約国は約80カ国に及び、日本を除く全ての主要7カ国が締約をしています。養子縁組の斡旋に関して、法的な枠組みがない日本では、養子として海外に渡る子どもたちが、児童売春や臓器売買に巻き込まれる危険性が指摘されています。

(この事業は、財団法人JKAの補助金で行われています)

第10回児童福祉サービス世界会議に参加して

ISSJソーシャルワーカー 日原智秋

2009年8月18日から20日にわたりフィリピン共和国マニラにて開催された 児童福祉サービス世界会議 (10th Global Consultation on Child Welfare Services)に参加しました。この会議はフィリピン共和国社会福祉開発省 (DSWD)、国際養子縁組審議会 (ICAB)、そしてフィリピン児童保護機関協会 (ACCAP) の3グループが、世界各国の児童福祉における専門職、実践者などのサービス提供者、またサービス受給者が有する経験や情報を分かち合う場として2年ごとに開催している会議です。私は、2005年開催の第8回会議に出席したため、今回が2回目の参加となりました。参加者は、北米・欧州・アジア太平洋地域から私的・公的機関のソーシャルワーカー、児童施設に関わる保育士や聖職者、司法に関わる裁判官や弁護士などおよそ300名が参加しました。前回同様、米国からの参加者が最も多かったようですが、スペイン、スウェーデンなど欧州からの代表者も多いと感じました。



NSO事務所にて長官と

「養子縁組の実践：子どもの権利と福祉を向上させるために」という副題がついた今回の会議では、新たに制定された法律、RA9523に焦点が当てられました。RA9523は2009年3月12日に制定され、これまで遺棄児宣告手続きは、必ず裁判所を通して行われる司法手続きでしたが、この法律制定後はDSWD長官(Secretary)が遺棄児証明書を発行する行政手続での対応が可能となりました。さらにこの法律は、養子縁組同意書の効力発生猶予期間を親権者の署名から、これまで6ヵ月としていたものを3ヵ月に改めました。この法律以前は、裁判所での遺棄児宣告手続きにかかる時間が長くなるだけでなく、実母が同意書に署名してから半年待たねばならず、そのため養子縁組手続きが滞ることがしばしばありました。新しい法律により、養子縁組

手続きが大幅に短縮され、結果的に養子の福祉向上につながるものと考えられています。2005年の第8回会議で、遺棄児手続きにおける遅延について今後見直しが必要という議論がなされていたことを思い出しました。4年後の会議で、すでに新法律RA9523を持って、この懸案が解決されていた事実には驚きました。DSWD関係者など、養子縁組に関わる専門職がフィリピン政府に強く働きかけた結果だと思えます。

また国際養子縁組は養子の最善利益保護のため、国内での委託を十分に検討した後に考えられる選択肢であること、養子縁組に関する情報開示の重要性などについても強調されており、改めて参加国ほとんどが1993年ハーグ条約に沿って国際養子縁組サービスを提供していると実感するとともに、ハーグ条約を批准していない日本代表参加者として恥ずかしくなりました。ハーグ条約批准のみならず、未だ施設収容中心の児童福祉である日本国の現状を思うと、ISSJが日本政府にこれまで以上に児童福祉の向上を働きかけていく必要性を感じます。

今回のフィリピン滞在中、ISSJでの1年のサービスを完了し2009年7月にフィリピンに帰国したDSWDソーシャルワーカーのMs.ロハスの協力を得て、国家統計局 (NSO)やDSWDセントラルオフィスを訪問し、ディレクターや担当ワーカーと直接話し合う機会を持つことができました。NSOのMs. Erica長官からは今後ISSJとより円滑な協働のため、合意書の作成を提案された他、DSWDのスタッフには緊急送還ケースを迅速に対応してもらうなど、NSO、DSWDともに友好的に接してもらいました。今後も引き続き、日本在住のフィリピン未成年者のため、DSWD・ICAB・NSOなど関係機関との協力関係を維持していきたいと思ます。



ICAB事務局長と役員メンバーとアジア・太平洋地域からの代表者たち

カンボジアプロジェクト紹介

ISSJワーカー 重藤 裕子

昨年度に引き続き郵便貯金・簡易生命保険管理機構の国際ボランティア貯金に係る寄付金を受けて、カンボジア・プノンペン市内で『貧困家庭の子どものための識字教育及び母親への自立訓練（給食の実施）プログラム』を進めています。今年1月、ウナロム寺院にあるひろしまハウス1階へ拠点を移し、教室の名前も以前のプログラムから引き継いで『プテア・ニョニム（にこにこの家）』とつけました。やる気のある若い先生も確保し、多い日は50人近くの子どもたちが日中をここで過ごしています。

プログラムは、来たらまず体をきれいにすることから始まり、おやつや遊ぶ時間を挟みながら英語、国語、算数を教えています。給食はまだ市場で買ってきていますが、プテアで作れるように少しずつ設備を整えています。プテアには、学校に行けない、または十分に教育を受けられない様々な背景をもつ子どもたちが集まってきており、年齢も兄弟姉妹に背負われてくる子どもから10代後半まで。多くの子どもたちにとって、先生の話を静かに聴くというのはとても難しいようです。ただ年長の子どもたちは、学ぶ時の表情が真剣そのもの。プテアにいる間、子どもたちはよく笑い、よく遊び、そして大人によく甘えます。けれどプテアの外で、大きな袋を担いで資源ごみを集めたり、家族の仕事を手伝って物を売ったり、観光客の集まるお店で物乞いをしたりして働いている子どもたちは、驚くほど大人びた表情を見せます。子ども達はお腹を満たす食べ物も、安心して眠れる場所も、劣等感を感じなくてすむ服も、自分で探そうとしています。苛酷な環境にいる埃まみれで傷だらけの子どもたちにとって、プテアが安心できる場所・将来への希望につながる場所になるよう、プログラムを進めていけたらと考えています。

まだ一歳にもならないでしょうか、裸の子どもが道端でカードゲームに興じる男達の傍らで大きな声で泣いていました。プテアから、お母さんの仕事を手伝うために観光客の集まる王宮前へ向かっていた6歳くらいの男の子は、タツと駆け出して、泣いていた子をキュッと抱きしめました。泣き止むまでじっと抱きしめて、その後は何事もなかったかのようにまた王宮の方へ歩き始めました。人が内側にもつ豊かさを光らせてくれた、忘れられない光景です。



勉強中



王宮前で飲み物を売っていたプテアに来ている子



ひろしまハウス外観・プテアに来ている女の子

補助金、助成金事業完了のご報告

この度平成20年度、財団法人JKA(旧日本自転車振興会)補助金、財団法人日本財団助成金、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 国際ボランティア貯金寄附金、独立行政法人福祉医療機構助成金の交付を受けて下記の事業を完了致しました。ここに、ご報告と共に感謝の意を表します。

平成21年4月完了

JKA

日本財団

福祉医療機構

平成21年6月完了

国際ボランティア貯金

「国際的児童難民家族相談等補助事業」

「国境を越えた未成年者への家族再会援助」

「国際養子縁組をした養子の実態調査」

「カンボジアの貧困家庭の子どものための識字教育及び母親への自立訓練（給食実施）プログラムの実施」



第59回チャリティ映画会・バザーのご案内

日時 : 10月16日(金) 上映時間 11:00、14:45、18:30
 場所 : 九段会館ホール (地下鉄東西線 半蔵門線、九段下駅下車徒歩1分)
 上映作品: リトル・ダンサー (英国映画 上映時間111分 字幕:戸田奈津子)

今回の上映作品は「愛を読むひと」で話題のスティーブン・ダルドリー監督作「リトル・ダンサー」です。イギリスの貧しい炭鉱町を舞台に、まわりの反対や逆境を乗り越えてバレエダンサーになりたいという夢を追う少年の姿と、不器用で頑固ながらも息子の夢を応援する父、家族の姿を描いた感動作です。今回も催物委員会は皆様により大きな感動をお届けします。是非、大スクリーンでお楽しみください。



戸田奈津子さん推薦映画

日本の映画字幕翻訳第一人者。
 「地獄の黙示録」の字幕担当で脚光を浴び、以後、「E.T.」「シンドラのリスト」「フォレスト・ガンプ」「タイタニック」など字幕翻訳した映画は数えきれません。



チャリティバザーも同時開催 ボランティアの方々の手作り作品やお菓子、カンボジアの女性によるスカーフやオーガンジー袋、衣料品、バッグ、企業のご寄付品などお買い得で、素敵な商品を多数取り揃えております。
 前回、チャリティ映画会で皆様から頂きましたご支援は参加券、募金、バザーへのご協力を合わせて3,062,464円でした。このご寄付は国境を越えて、支援を必要としている子ども達とその家族のために大切に使用させていただきます。皆様のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

社会福祉法人50周年記念



第3回クリスマス・チャリティコンサートのご案内

日時 : 12月3日(木) 19:00 開演 (18:15 開場)
 場所 : 日本大学カザルスホール (御茶ノ水) 全席指定 5000円 (税込)

第3回目の今回はカザルスホール専属オルガニストの水野均氏、若手実力派カウンターテナー(男性ソプラノ)の彌勒忠史氏、古典楽器リュートの佐藤亜紀子氏を迎えて、クリスマスに相応しい心に響くコンサートを企画しました。カザルスホールならではの美しいオルガンの調べと、魅力溢れるカウンターテナー、そして繊細な響きのリュートのアンサンブルをお楽しみ下さい。当日はミニバザーも開催します。また日本リカー(株)のご提供により、テタンジェ社のシャンパン6本(総額5万円相当)を当日ご来場の皆様に抽選でプレゼントいたします。来年3月末でカザルスホールが使用停止となりますので、この会場の公演は最後となります。是非お誘い合わせの上、ご来場下さい。

曲目

羊飼いや、誰を見たのだ? (ロドヴィーコ・ヴィアダーナ)
 神を讃え歌おう (アレッサンドロ・グランディ)
 アヴェ・マリア (J. S. バッハ=グノー)
 主よ、人の望みの喜びよ BWV 147 (バッハ)
 ヴァイオリン協奏曲集「四季」より冬 (A. ヴィヴァルディ / 水野均編曲) 他





伊東 優子



ソーシャルワーカーとしてISSJで働くようになって4年目になります。初めて知人からISSJを紹介され、国際養子縁組の援助が主な事業の一つだと聞いたとき、疑問符だらけでした。それまで直接に縁のなかった分野であり、国際養子縁組と福祉との関連の理解ができていませんでした。そんな私も、過去3年間に様々なケースに携わり、国際養子縁組の背景や影響を理解するにつれ、その深さと重みを痛感するようになりました。養子縁組時のみならず、何十年という時を経た実親捜しの援助を行うこともあります。そこには言葉にしつくせない様々な思いの積み重ねがあります。どれ一つとして同じケースはなく、その人の人生に多大なる影響を及ぼす出来事の援助を行う者として、責任の重さを改めて感じます。まだまだ経験が浅いですが、これからも勉強を重ねベストを尽くして仕事に取り組んでいきたいと思っています。

ジョセフィン A. アラン



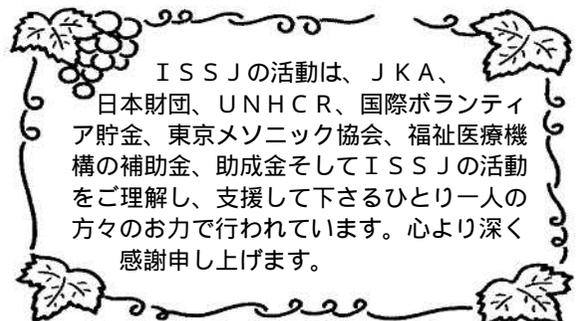
フィリピンの社会福祉開発省で12年間ソ・シャルワ・カ・として働いてきました。これまで養子縁組、里親制度、法定後見人等の代替子育てプログラムを扱い、既存のガイドラインやマニュアルの強化及び新規の作成、子どもの福祉関連法案への専門的知識の導入、オリエンテーションの実施、さらに、同省の海外支援プロジェクトも行ってきました。私の専門が子どもの福祉なので、海外で働いてみたいと希望していたところ、今回、日本のISSJで働くことになり大変うれしく思っています。一年間のISSJでの経験を通して、フィリピンや日本の養子縁組法や不法滞在をしているフィリピン国籍の子どもの就籍及び送還について学ぶことによってワ・カ・として成長し、さらにISSJのスタッフと双方の文化や伝統及び互いの意見や考えを交換することによって、私自身も成長したいと考えています。

ISSJ活動報告2009年1月 8月

<p>1月 5~12日 カンボジア出張(大森常務理事、重藤ワーカー) 16日 RCJミーティング出席 19日 FRJミーティング出席 21日 ISSJボランティアの方々との昼食会 26日 FRJ・UN・AGDMミーティング出席</p> <p>2月 2日 FRJミーティング出席 3日 UNHCR - ISSJミーティング出席 4日 IOM研修会議出席 5日 入国管理局 - UNHCRミーティング出席 9日 FRJミーティング出席 12日 UNHCR - ISSJミーティング出席 13日 UNHCR MFTミーティング出席 17日 難民認定申請者保護に関する意見交換会出席 19~20日 「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」開催 28日 養子と里親を考える会出席</p> <p>3月 1~9日 カンボジア出張(大森常務理事、重藤ワーカー) 9日 FRJミーティング出席 10日 UNHCR - ISSJミーティング出席 11日 厚生労働省定款指導 12日 難民認定申請者保護の会出席 18日 ISSJ第320回理事会、第148回評議員会開催 19日 日本財団事業評価報告会出席</p> <p>4月 6日 日本財団補助金春の交流会2009出席 7日 JKA補助金伝達式出席 8日 UNHCR監査</p>	<p>13日 RCJ・FRJミーティング出席 20日 アメリカンセンターカンパラ館長面談 23日 東京メソニック協会助成金贈呈式出席</p> <p>5月 11日 UNHCR - ISSJミーティング出席 19日 ISSJ第321回理事会、第149回評議員会開催 19日 外務省難民問題意見交換会出席 21~22日 アメリカンセンター シンポジウム参加</p> <p>6月 8日 FRJミーティング出席 18日 難民認定申請者保護に関する意見交換会出席 19日 第58回チャリティ映画会開催 22日 RCJミーティング出席 27~7/2日 カンボジア出張(大森常務理事、重藤ワーカー) 29日 サービスグラントヒアリング嵯峨氏来所 30日 日本財団監査</p> <p>7月 12日 フィリピン人ソーシャルワーカー来日 19日 フィリピン人ソーシャルワーカー帰国 22日 日本財団公益・ボランティアチーム担当者来日 25~8/1日 カンボジア出張(大槻副理事長、大森常務理事)</p> <p>8月 1日 サービスグラントISSJチーム来所 17日 UNHCR - ISSJミーティング出席 18日 朝日新聞西山氏来所 20日 文芸春秋と那原氏来所 22日 サービスグラントISSJチーム来所 27日 難民認定申請者保護に関する意見交換会出席 29日 呉事務所スタッフ小澤一江ワーカーお別れの会</p>
---	--

インターカントリー第37号 2009年8月31日発行

発行：社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan (ISSJ)
発行責任者：常務理事 大森邦子
発行所：〒153-0051東京都目黒区上目黒3-6-18
西村ビル601号
TEL：03-3760-3471 FAX：03-3760-3474
IPTEL：050-5527-0968
E-Mail：issj@issj.org URL：www.issj.org



ISSJの活動は、JKA、日本財団、UNHCR、国際ボランティア貯金、東京メソニック協会、福祉医療機構の補助金、助成金そしてISSJの活動をご理解し、支援して下さるひとり一人の方々のお力で行われています。心より深く感謝申し上げます。